

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(當日は、
日ごと
の翌日)

◇告 示 目 次

教育職員の免許状の授与
健康保険法による保険医の登録
肥料検査の結果
土地の立入りの通知

告 示

鳥取県告示第三百六十三号

教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七十七号）第五条第三項の規定に基づき、次のとおり教育職員の免許状を授与したので、同法第八条第一項の規定により告示する。

昭和四十年七月十三日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 中 井 猛 夏

免許状の種類

番 号 氏 名 本籍地

高等学校助教諭免許状

昭四〇高助第五号 川上 澄枝 鳥取県

幼稚園助教諭免許状

昭四〇高助第六号 角田 新作 〃

幼稚園助教諭免許状

昭四〇幼助第一号 松園 祐子 〃

鳥取県告示第三百六十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十年七月十三日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 中 井 猛 夏

氏 名 住 所 登録の記号番号 登録年月日

上田 昌宏 鳥取市東品治町二番地 鳥鹵二四七 昭和四十年六月三十日

前川 邦宏 〃 二四八 〃

鳥取県告示第三百六十五号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第一項の規定に基づき、昭和四十年三月に実施した肥料検査の結果を、同法同条第五項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十年七月十三日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 中 井 猛 夏

肥料の種類 保証票添付者 検査うち不備
点数格点数 考

硫酸アンモニア 宇部興産株式会社 三 〇

尿素 住友化学工業株式会社 三 〇

過りん酸石灰 窒磷加肥料工業株式会社 三 〇

溶成りん肥	日本化学工業株式会社	三	〇
塩化加里	三菱商事株式会社	三	〇
"	川上貿易株式会社	三	〇
大豆油かす粉末	東浜油脂株式会社	三	〇
ひまし油かす粉末	三菱商事株式会社	三	〇
その他草本性植物油かす粉末	東浜油脂株式会社	三	〇
第一種複合肥料	鳥取県経済事業農業協同組合連合会	二	〇
"	倉吉市農業協同組合	六	〇
"	光興業株式会社	六	〇
"	住友化学工業株式会社	一	〇
"	帝国化学工業株式会社	六	〇
"	神島化学工業株式会社	三	〇
"	関西日産化学株式会社	三	〇

鳥取県告示第三百六十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一項ただし書の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの通知があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十年七月十三日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 中井 猛 夏

一 起業者の名称

建設大臣

二 事業の種類

- 一 一般国道五十三号改築工事
- 三 立ち入ろうとする土地の区域
- 八頭郡智頭町大字早瀬、真鹿野、野原、栃木及び奥本地内
- 四 立ち入ろうとする期間
- 昭和四十年七月十五日から昭和四十一年三月三十一日まで

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町 鳥取県印刷所

【定価一部一箇月三百円、送料を含む。】